

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子保健健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、母子保健健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健健康増進に関する事務
②事務の概要	母子保健法((昭和40年法律第141号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の診査 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 ⑪こども家庭センター(母子保健機能)の事業の実施に関する事務 ⑫伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施に関する事務 番号法等に基づいて、母子保健健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 妊娠届出書について、現行の窓口での受付以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル、サービス検索・電子申請機能	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項及び別表の70の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項、第44条、50条、73条、82条、97条、114条、127条、163条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表95、96、125、155の項、第97条、98条、127条、157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
無し	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと指紋による認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。副本登録を行う際には、さらに限られた職員にしかアクセス権が与えられておらず、制限をかけている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I 1. ②事務の概要		以下を追記 妊娠届出書について、現行の窓口での受付以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。	事後	
平成29年6月30日	I 1. ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年6月30日	I 2. 特定個人情報ファイル名	健康管理住民情報ファイル	健康管理住民情報ファイル、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5②所属長	課長 片岡 兼男	課長 藤塚 康孝	事前	所属長異動による変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5②所属長	課長 藤塚 康孝	課長	事後	
	I 1. ②事務の概要	—	追加 ⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	事後	番号利用法改正に伴う追加
	I 4. ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の26、56の2、87の項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の70の項	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の69の2、70の項	事後	番号利用法改正に伴う追加
	II しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	2015/7/1	令和元年12月1日	事後	
	II しきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	2015/7/1	令和元年12月1日	事後	
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月2日	I 4. ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める法律（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） 第19条、第30条及び第44条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の69の2、70の項 (2) 別表第二省令 第39条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める法律（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。） 第19条、第30条及び第44条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の69の2、70の項 (2) 別表第二省令 第39条	事前	番号法の改正に伴う修正 (令和3年9月1日施行)
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和元年12月1日	2021/7/1	事後	
令和3年8月2日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年12月1日	2021/7/1	事後	
令和6年3月15日	I 関連情報 1. ②事務の概要	⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	⑪こども家庭センター(母子保健機能)の事業の実施に関する事務	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和6年3月15日	I 関連情報 1. ②事務の概要	—	追加 ⑫伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施に関する事務	事後	番号利用法改正に伴う追加
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/7/1	2024/3/1	事後	適宜更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	母子保健法((昭和40年法律第141号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の診査 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 ⑪こども家庭センター(母子保健機能)の事業の実施に関する事務 ⑫伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施に関する事務 番号法別表第二に基づいて、母子保健健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 妊娠届出書について、現行の窓口での受付以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。	母子保健法((昭和40年法律第141号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の診査 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 ⑩市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 ⑪こども家庭センター(母子保健機能)の事業の実施に関する事務 ⑫伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施に関する事務 番号法等に基づいて、母子保健健康増進に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 妊娠届出書について、現行の窓口での受付以外に、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、EUCシステム	事前	標準準拠システム移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項及び別表第一の49の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条	1 番号法 第9条第1項及び別表の70の項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の26、56の2、69の2、87の項 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第19条、第30条及び第44条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の69の2、70の項 (2) 別表第二省令 第39条	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項、第44条、50条、73条、82条、97条、114条、127条、163条 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表95、96、125、155の項、第97条、98条、127条、157条	事後	番号法の改正に伴う修正 (令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	IIしきい値判断 1. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断 2. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人為的ミスが発生するリス	新規項目	十分である	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 判断の根拠	新規項目	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IVリスク対策 1.1. 判断の根拠	新規項目	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと指紋による認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。副本登録を行う際には、さらに限られた職員にしかアクセス権が与えられておらず、制限をかけている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	